

第14回

読谷村農業委員会会議録

第14回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和6年 10月29日（火）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者8名 欠席者2名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	欠
3番	伊波 正景	欠	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者5名 欠席者3名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		欠	新垣 勝二		欠
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		欠
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員		局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第10号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第48号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第49号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について

議長

これより第14回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程 1 会長諸般の報告 —
- 日程 2 会議録署名委員の指名 —
- 日程 3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日 1 日限りと決定しました。

次に日程 4. 報告第10号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書 2 ページをお開きください。

報告第10号 農地転用許可指令の接受について。

議長

これは報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

日程 5. 議案第46号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書 4 ページをお開きください。

議案第46号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

議長

では、これより審議に入ります。

受付番号 1 番について現地確認を行った委員から。

比嘉豊彦
推進委員

おはようございます。受付番号 1 番は、先に 1 ページを御覧ください。申請人は使用賃借権を設定しパパイヤを栽培予定です。許可基準適合表もクリアしているので、許可相当をお願いします。

議長

現地を確認した地区担当の比嘉豊彦推進委員からは、許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

委員（９番）	受ける方は会社員とありますが、200日畑に行けると書いているが、仕事は何をしているのか。
事務局	会社員としか聞いておらず、仕事内容は聞いていない。
委員（９番）	会社員で200日できるのか。
事務局	半農半Xとしての受け入れになる。使用貸借権の設定であり所有権移転ではないため、仕事終わりに従事してしっかりと管理をしてもらう形となります。
議長	ほかに質疑ないでしょうか。
	（「なし」の声あり）
議長	では、なければ質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号１番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。 次に日程６．議案第47号 農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをお開きください。 議案第47号 農地法第５条の規定による許可申請について。
議長	ただいま農地法第５条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございましたが、これより審議に入ります。 受付番号１番について、これは事務局からの説明でいいですか。
事務局	現地は違反転用関係で事務局が指導文書の送付後に転用申請がなされ、駐車場として使われており顛末書も提出されております。許可相当で問題ないかと思っています。

議長

現地を確認した事務局からの説明があり、許可基準適合表もクリアし顛末書も添付があり、許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員から御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号2番について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

こちら受付番号1番と同じで違反転用指導後の申請になっています。現在、建設会社の現場事務所のプレハブが置かれています。顛末書も添付されており、許可基準適合表もクリアしていますので許可相当で問題ないかなと思います。

議長

現地を確認した事務局の説明では、許可基準適合表も何ら問題なく、許可相当の御意見であります。この件に関してほかに委員から御質疑がありましたら、お願いします。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（２番）	航空写真の４ページをお開きください。申請地は用途地域内にあり一般住宅を計画している。しかし、500平米を超えていて村への書類申請がされていない、許可基準適合表にバツがついているので、不許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した知花 竜委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされておりませんということで、不許可相当の御意見でありました。ほかに委員から御質疑がありましたら、お願いします。 （「進行」の声あり）
議長	進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号３番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号３番は不許可相当で進達することに決定しました。次に受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。
委員（９番）	９番真栄田です。写真は３ページになっております。現地を確認した限り何ら問題ありませんが、適合表がクリアしておりませんので、今回は不許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した真栄田委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないので、不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたら、お願いします。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号４番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は不許可相当で進達することに決定しました。次に受付番号5番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。

事務局

伊波委員と池原推進委員と事務局で行っています。今回は委員が欠席なので事務局で説明します。

航空写真、5ページです。申請地は用途地域内にあって、一般住宅を計画しています。許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当で問題ないかなと思います。

議長

事務局から説明がありましたとおり、許可基準適合表もクリアして、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかに委員からございましたら、お願いします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号5番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程7. 議案第48号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書12ページをお開きください。

議案第48号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

ただいま議案第48号の農地転用事業計画変更承認申請についての説明がございました。これより審議に入りますが、受付番号1番について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

航空写真、6ページを御覧ください。この場所は3回目の申請になりますので、事務局で確認しています。最初に令和5年10月に資材置場を露天のままで設置する計画で許可をもらっています。2回目は令和6年1月に倉庫を造りたいと事業計画変更が出て、許可をもらい、3回目の今回は資金繰りが困難であり、倉庫を取りやめて露天の資材置場に戻すという事業計画変更になっています。

議長

ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、承認相当の御意見であります。この件に関して委員のほうから御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声で進行します。質疑を終結して採決を行います。受付番号1番は承認相当で進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は承認相当で進達することに決定しました。

次に日程8．議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書13ページをお開きください。

議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

議長

ただいま事務局のほうから農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定についての説明がございました。本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

ではこれより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（「進行」の声あり）

議長

質疑を終結して、採決を行います。ただいま議題となっております議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第49号は、原案どおり決定しました。

これをもちまして日程1から日程8まで全ての審議が終了しました。

議決事項における議事整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

委員の皆さんの御協力の下、第14回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので御礼申し上げます。これにて閉会いたします。